

三木市クリーンセンター施設整備・運営事業

落札者決定基準書

令和5年7月

三 木 市

目 次

1. 落札者決定の流れ	1
(1) 落札者決定基準の位置づけ	1
(2) 落札者決定の手順	1
2. 資格審査の方法	3
3. 総合評価の方法	3
(1) 審査の配点	3
(2) 技術提案書等の確認（基礎審査）	3
(3) 提案書に関するヒアリング	3
(4) 技術提案書等の技術評価	3
(5) 技術提案書等の得点化	5
(6) 開札及び入札価格の確認	5
(7) 入札価格の得点化	5
(8) 総合評価値の算定方法	6

1. 落札者決定の流れ

(1) 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本書」という。）は、三木市（以下「本市」という。）が実施する「三木市クリーンセンター施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を総合評価一般競争入札により最優秀事業者を選定するに当たって、応募者から提出された入札書類等を客観的に評価する基準及び方法等を示すものである。

(2) 落札者決定の手順

本事業における落札者の決定は、図1に示すように、第1段階の「資格審査」、第2段階の「総合評価」の2段階で実施する。

第1段階 資格審査

本市は、入札参加資格審査申請書等の提出書類により、入札説明書に記載した参加資格要件を満たしているかを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

第2段階 総合評価

【技術評価】

ア 技術提案書等の基礎審査

本市は、技術提案書等が基礎審査項目を満たしているか等の審査を行う。基礎審査項目を1項目でも満たしていないことが確認された場合は失格とする。

基礎審査の過程において、技術提案の内容が基礎審査項目に示す事項を満足しない場合、又は疑義がある場合は、当該技術提案を提出した入札参加者に対して確認依頼書による明瞭化作業を実施した後、必要に応じて改善指示を行い、改善後の技術提案書の提出を求めるものとする。

イ 技術提案書等のヒアリング及び技術評価

三木市クリーンセンター施設整備・運営事業総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、技術提案書等の提案内容を審査及び評価するため、基礎審査を通過した応募者に対しヒアリングを実施し、評価項目に対して技術評価を行う。

ウ 技術提案書等の得点化

審査委員会は、技術提案書等について、本書に示す得点化方法に従って技術評価点を決定する。

【価格評価】

ア 入札価格の確認

本市は、開札を行い、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であることを確認する。

イ 入札価格の得点化

審査委員会は、本書に示す得点化方法に従って価格評価点を決定する。

【総合評価値】

ア 総合評価値の算出

審査委員会は、技術評価点及び価格評価点を合計し、総合評価値を算出する。

イ 最優秀提案者の選定

審査委員会は、総合評価値の最も高い応募者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高い応募者を最優秀提案者として選定するものとする。技術評価点についても同点である場合は、当該応募者にくじを引かせて最優秀提案者を決定するものとする。

【落札者の決定】

本市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

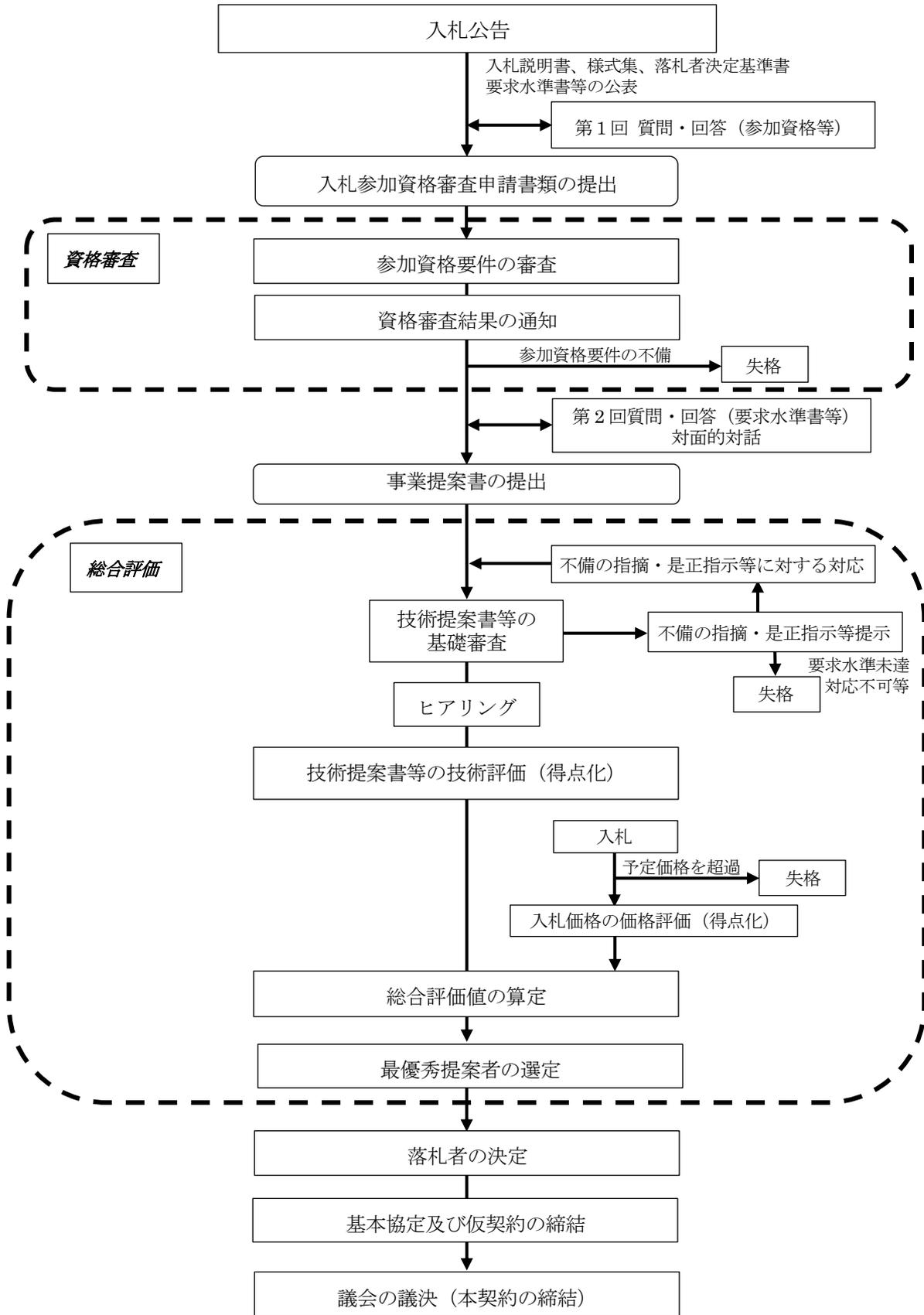


図1 契約締結までの流れ

2. 資格審査の方法

入札参加資格審査申請書等の提出書類により、入札説明書に記載の入札者の参加要件を満たしているかを確認する。

参加資格要件の資格審査基準日は、入札参加資格審査申請書の提出期限日とする。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

3. 総合評価の方法

技術評価及び価格評価により総合的に評価を行う。

(1) 審査の配点

総合評価を行ううえでの技術評価点及び価格評価点の配点は次のとおりとする。

表1 評価の配点

項目	配点
技術評価点	60点
価格評価点	40点

(2) 技術提案書等の確認（基礎審査）

提出された技術提案書等について、次に掲げる基礎審査項目の内容を審査する。

なお、基礎審査において、提出された技術提案書等の内容に疑義等が生じた際は、修正事項を応募者に対して提示する。

ア 技術提案書等の内容が、要求水準書等に示す水準を満たしていること。

イ 技術提案書等の内容が、入札説明書及び様式集に示す技術提案書等の作成に関する条件に違反していないこと。

ウ 応募者に対して提示した修正事項へ対応が不可でないこと。

(3) 技術提案書等に関するヒアリング

審査委員会は、技術提案書等の審査及び評価を行うにあたり、応募者に対し、ヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、応募者独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

ヒアリングの開催要領の詳細は、後日指示する。

(4) 技術提案書等の技術評価

本市が提示する入札説明書等（入札説明書、要求水準書、様式集、落札者決定基準書、契約書案等）により提案された技術提案書の評価項目及び配点を表2に示す。

評価項目及び配点については、本市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定したものである。

表2 技術提案書の評価項目及び配点

分類	評価(審査)項目	評価(審査)基準	評価区分	配点	
技術提案書 (注1)	設計に関する事項	施設配置計画	施設計画(機器配置計画、車両・維持管理動線、作業環境対策等)について合理的な提案がなされているか。	定性	4
		安定稼働	搬入し尿の量的・質的変動等に対する対策について優れた提案がなされているか。また、考えられるトラブルの未然防止及び事後対策等について優れた提案がなされているか。	定性	4
		環境負荷の低減	施設の省資源・省エネルギー対策、騒音・振動および臭気対策について、優れた提案がなされているのか。	定性	8
	施工に関する事項	施工計画	施工計画(仮設処理計画、実施工程、工事手順等、品質管理)について、工事期間中の安定稼働及び工程遵守に向けた合理的な提案がなされているか。	定性	6
		工事中の安全対策	安全な工事を行うための基本的な考え方、工事期間中の車両動線計画及び周辺環境対策について優れた提案がなされているか。	定性	6
	運営に関する事項	ライフサイクルコストの低減	ライフサイクルコスト(維持管理費、点検・補修費)の低減について、優れた提案がなされているか。	定性	8
		運営管理計画	運転人員、運転及び維持管理の容易さ、運転効率、安定性等を含めて、施設全体の運営管理に関して優れた提案がなされているか。	定性	8
	その他	地域経済の活性化(設計・施工業務)	地元企業との協力、連携等、本工事を通じて地域経済の活性化について優れた提案がなされているか。	定性	6
		地域経済の活性化(運営・維持管理業務)	地元企業との協力、連携等、本事業を通じて地域経済の活性化について優れた提案がなされているか。	定性	6
		災害時への対応	突発停電、自然災害時及び事故時等について、優れた提案がなされているか。	定性	4
	評価(審査)項目配点合計				60

(注1) 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、又は技術提案に係る項目・内容の1つでも欠落している場合は欠格とする。

(5) 技術提案書等の得点化

ア 技術提案に関する得点化方法

評価項目ごとに、次に示す5段階評価を行い、得点化する。

表3 技術提案書の評価判断基準

評価	判断基準	配点率
A	大変優れた提案内容である。	配点×1.00
B	やや優れた提案内容である。	配点×0.75
C	標準的な提案内容である。	配点×0.50
D	やや劣った提案内容である。	配点×0.25
E	劣った提案内容である。	配点×0.00

イ 算定式①のとおり、技術評価点を算出する。表2の各評価項目の配点に、表3の判断基準のAからEまでの5段階の配点率を乗じて評価点とし、各評価項目の評価点の合計を技術評価点とする。(点数は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。)

ウ 表3の判断基準のAからEまでの5段階の評価は審査委員会の合議により決定する。

算定式①【技術評価点の算定式】	
$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{技術評価点} \end{array} \right)$	$= \text{審査委員会が決定した各評価項目の評価点の合計}$

(6) 開札及び入札価格の確認

提出された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。なお、入札価格の確認のための開札は、技術提案書等の定量化審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札金額が予定価格を超えていない提案のみ入札価格の得点化を行うものとする。

(7) 入札価格の得点化

応募者の入札価格について、次の算定式②により価格評価点を算出する。価格評価点は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

算定式②【価格評価点の算定式】	
$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格評価点} \end{array} \right)$	$= \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \times \text{配点}$

(8) 総合評価値の算定方法

「(5) 技術提案書等の得点化」及び「(6) 入札価格の得点化」により算出した各応募者の評価点から、次の算定式③により、各応募者の総合評価値を算出する。

また、総合評価値の最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

算定式③【総合評価値の算定式】		
(当該入札参加者の 総合評価値)	=	(当該入札参加者の 技術評価点) + (当該入札参加者の 価格評価点)